

国官総第 215 号の 3
平成 13 年 3 月 30 日

高等海難審判庁長官 殿

国土交通大臣 扇 千景

平成 13 年度に海難審判庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 16 条第 6 項第 2 号の規定に基づき、平成 13 年度において海難審判庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

・海難審判庁が達成すべき目標の設定に当たって

中央省庁等改革基本法においては、各府省が行う評価として「政策評価」及び「実施庁の実績評価」が規定されているところである。海難審判庁は、主に政策の実施を担う庁と位置づけられているものの、政策の企画及び立案を行う行政機関でもあり、「政策評価」、「実施庁の実績評価」ともにその対象となる機関である。

本件は、業務の実施に係る目標を設定するものであり、目標の達成状況については、原則毎年度の評価を行い、速やかに公表されるものである。

・海難審判庁が達成すべき目標

1．迅速な海難の調査、審判開始の申立について

海難を認知したときは、迅速に調査に着手し、審判による原因究明が必要であると認められる事件については、審判開始の申立を迅速に行う。

[具体的な目標]

- ・海難の認知から審判開始の申立までの平均期間を 10 ヶ月以内とする。

2．迅速な海難の審判及び裁決について

海難の審判及び裁決を迅速に行う。

[具体的な目標]

- ・ 審判開始の申立受理から裁決までの平均期間を 8 ヶ月以内とする。

3 . 海難に関する情報の利用促進等について

海難の原因、海難実態の分析等に関する情報を提供する機能の向上を図るとともに、海難審判及び海難防止に関する知識の幅広い普及を図る。

[具体的な目標]

- ・ 情報提供の充実のためホームページの容量を 2 0 M B 以上とする。
- ・ 海難分析の結果を 3 回以上刊行する。
- ・ 海難審判及び海難防止に係る知識の向上及び普及を図るための「海難審判説明会」を 2 回以上実施する。